



いのち支える山形県自殺対策計画（第2期）

～誰もが健やかでいきいきと暮らせる山形県の実現を目指して～



自殺対策のシンボルマーク
(厚生労働省自殺対策推進室 作成)



山形県「心の健康づくり」
シンボルマーク

令和5年3月 山形県

はじめに

自殺対策基本法は、その目的を「国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」と定め、自殺対策の本質は「生きることの包括的な支援」であるとしています。

本県では、この理念を踏まえ、平成29年度に「いのち支える山形県自殺対策計画」を策定し、市町村、関係機関、民間支援団体等との連携や情報共有を図りながら、気づき・見守る人材の育成や相談支援体制の充実等、様々な自殺対策に取り組んでまいりました。

本県の自殺者数は、近年は減少傾向が続いておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中、令和3年は9年ぶりに増加しました。また、人口10万人あたりの自殺者数は全国と比べ高い水準で推移する状況が続いております。

こうした状況について危機感を共有し、対策の強化を図るため、これまでの取組みの評価・課題や政府の施策の動向等を踏まえ、自殺予防に向けた今後の方針や取組内容を示すものとして、「いのち支える山形県自殺対策計画（第2期）」を策定いたしました。

本計画では、「誰もが健やかでいきいきと暮らせる山形県」の実現を最終的な目標として、6つの「基本施策」と4つの「当面の重点施策」を掲げ、自殺対策の総合的かつ計画的な推進を図っていくこととしております。

世界保健機関は、「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題である」と明言しております。対策を進めるにあたっては、専門家による各種の支援に加え、「自殺は誰にでも起こり得る危機であり、その場合には誰かに助けを求めることが適当である」という認識のもと、県民一人ひとりが互いに助け合いながら、人との繋がりがりや幸せを実感できる環境を整えていくことが重要になります。

本計画に基づき、県民の皆様をはじめ、市町村、関係機関、民間支援団体等の皆様と連携しながら対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり貴重な御意見をいただきました山形県自殺対策計画策定委員会委員や県民の皆様をはじめ、関係各位に心からお礼申し上げます。

令和5年3月



山形県知事 吉村美栄子

目次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の目標	2
第2章 全国及び本県における自殺の現状等	
1 自殺者数の推移	3
2 自殺死亡率の推移	3
3 「年齢階級別」自殺者数の状況	4
4 「職業別」自殺者数の状況	6
5 原因・動機別の自殺の状況	7
6 自殺未遂歴の有無	8
7 同居者の有無	8
8 地域別の自殺死亡率の推移	8
〔参考〕山形県と全国との較差について	9
第3章 自殺対策に関連する最近の情勢、政府の動き等	
1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響（全国・本県）	11
2 福祉政策の最近の動き	14
3 新たな「自殺総合対策大綱」について	15
第4章 第1期計画（H30～R4）の推進状況、評価と課題	
1 第1期計画の推進状況	17
〔コラム〕民間支援団体の取組み紹介コラム	23
2 第1期計画における取組みの評価と課題	25
〔参考〕県内市町村における自殺対策推進状況	27
第5章 本県の自殺の現状・特徴・課題を踏まえた今後の取組みの方向性	
1 現状の整理	28
2 「地域自殺実態プロファイル」で示される本県の特徴	29
3 社会的・経済的要因と自殺死亡率との関連	29
4 今後の取組みに向けた課題と方向性の整理	30
第6章 いのち支える自殺対策における取組み	
1 基本方針	32
2 基本施策	32
施策1 自殺対策を支える人材の育成	33
施策2 県民への啓発と周知、相談体制の充実	34
施策3 地域におけるネットワークの強化	35

施策4	市町村等への支援の強化	36
施策5	人との「つながり」を実感し、いきいきと暮らせる地域づくりの推進	37
施策6	児童生徒の自殺予防に向けた心の教育等の推進	39
3	重点施策	40
施策1	高齢者	40
施策2	働き盛り世代（有職者）	41
施策3	生活困窮者	42
施策4	子ども・若者、若年女性	43
4	生きる支援関連施策	44
第7章 本県における自殺対策の推進体制		58
第8章 参考資料		
1	数値目標及び評価指標の一覧、SDGs 関連目標	60
2	都道府県別自殺死亡率の推移	61
3	「基本方針」の参考～それぞれの主体が果たすべき役割～	62
4	困ったときの相談窓口一覧	63
5	社会的・経済的要因と自殺死亡率との関連	65

[参考] 自殺統計（警察庁）と人口動態統計（厚生労働省）の違い（厚生労働省 HP より）

(1) 日本における外国人の取扱いの差異

「自殺統計」は、日本における日本人及び日本における外国人の自殺者数としているのに対し、「人口動態統計」は日本における日本人のみの自殺者数としています。

(2) 調査時点の差異

「自殺統計」は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上しているのに対し、「人口動態統計」は自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは原因不明の死亡等で処理しており、後日原因が判明し、死亡診断書等の作成者から自殺の旨訂正報告があった場合には、遡って自殺に計上しています。

(3) 計上地点の差異

「自殺統計」は、発見地に計上しているのに対し、「人口動態統計」は住所地に計上しています。